第三十一条第一項中「（平成十年法律第九十号）」を削り、同項第一号中「又は法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者」を削り、同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条第一項中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条第五項中「第二十九条及び第三十条」を「第三十二条及び第三十三条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条中「第百二十九条第五項」を「第百二十九条第六項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条中「第百二十九条第四項」を「第百二十九条第五項」に改め、「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係」を削り、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）」を付し、第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同項第三号中「第二条第二十三項」を「第二条第二十七項」に、「第二十四条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条第二号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十五項」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十六条から第十九条までを削り、第十五条を第二十二条とする。

第十四条中「第二十六条」を「第二十九条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条の見出しを「（事業再編促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知）」に改め、同条中「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「（以下この条において単に「指定」という。）」を削り、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第四十四条」を「第四十二条」に、「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「（以下この条において単に「届出」という。）」を削り、「届出を」を「当該届出を」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条の見出しを「（事業再編促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律）」に改め、同条中「第三十九条第四項第一号」を「第三十七条第四項第一号」に改め、同条第四号中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同条第五号中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同条第七号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同条第八号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同条第九号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同条第十号中「（平成十九年法律第五十七号）」を削り、同条第十一号中「（平成十九年法律第七十四号）」を削り、同条第十二号中「（平成十九年法律第八十五号）」を削り、同条を第十九条とする。

第十一条の見出しを「（事業再編促進業務に係る指定金融機関）」に改め、同条中「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同条第七号から第九号までを次のように改める。

七　信用協同組合及び協同組合連合会

八　農業協同組合及び農業協同組合連合会

九　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

第十一条を第十八条とする。

第十条の見出しを「（事業再編促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）」に改め、同条中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、「（平成二十年政令第百四十三号）」及び「並びに第三十一条第一項各号及び第二項」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に、「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に、「とする」を「と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする」に改め、同条を第十七条とし、第九条を削る。

第八条の見出し中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条中「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定事業再編関連措置）

第十六条　法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　法第二条第十七項第一号ハ、ホ、ヘ（事業又は資産の譲受けに係る部分に限る。）、チ、ヌ、ヲ又はワに掲げる措置であって、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの

二　生産性向上設備等（法第二条第十八項に規定する生産性向上設備等をいう。）の導入と併せて行う事業再編（同条第十七項に規定する事業再編をいう。第三十四条第一項第二号において同じ。）のための措置であって、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの（前号に掲げるものを除く。）

第七条の見出し中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条中「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第六条の見出し中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条中「第三十条第五項」を「第二十八条第五項」に改め、同条を第十三条とする。

第五条中「第二十七条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第四条の次に次の七条を加える。

（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等）

第五条　法第二十一条の六第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　株式会社日本政策投資銀行

五　信用金庫及び信用金庫連合会

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　信用協同組合及び協同組合連合会

八　農業協同組合及び農業協同組合連合会

九　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

十　農林中央金庫

十一　保険会社

十二　信託会社であって、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの

十三　前各号に掲げる者の子会社（前各号に掲げる者がその経営を支配している法人として経済産業省令で定めるものをいう。）であって、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの

十四　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であって、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの

（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律）

第六条　法第二十一条の六第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

三　中小企業等協同組合法

四　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

八　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

九　保険業法（平成七年法律第百五号）

十　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

十一　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）

十二　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

十三　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

十四　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

十五　産業競争力強化法